



環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成24年5月16日

川崎市環境影響評価に関する条例第35条に基づき（仮称）車両整備・検査工場建設に係る事後調査報告書（供用時その1）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12 三菱ふそうトラック・バス株式会社 代表取締役社長 アルバート・キルヒマン
	指定開発行為の名称	（仮称）車両整備・検査工場建設
	指定開発行為の種類	工場又は事業所の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区大倉町10番地
	指定開発行為の目的	工場の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約11,510㎡ 建築面積：約6,425㎡
	環境影響評価の経緯	平成20年 11月 7日 条例環境影響評価準備書公告 平成21年 5月14日 条例環境影響評価審査書公告 平成21年 5月29日 条例環境影響評価書公告
	事後調査の項目等	大気質・悪臭・騒音
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成24年5月16日（水）から 平成24年6月14日（木）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時15分まで 上記期間中、本市ホームページにて標記報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
	縦覧場所	幸区役所、日吉出張所、中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成24年6月14日（木） （郵送の場合は、平成24年6月14日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称及び縦覧図書の名称が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156